

令和6年4月

## 社会福祉法人安代会 介護職員等特定処遇改善情報公開

社会福祉法人安代会の介護職員等特定処遇改善可算取得状況の公開及び職場環境の取組については下記の通りです。

### I 対象事業所及び加算区分

事業所名	サービス形態	加算区分
特別養護老人ホームりんどう苑	介護老人福祉施設	加算 I
りんどう苑短期入所事業所	短期入所生活介護	加算 I
りんどう苑デイサービスセンター	通所介護	加算 I
ふれあいセンター安代デイサービスセンター	通所介護	加算 I
グループホームやがみ	認知症対応型共同生活介護	加算 I

### II キャリアパス要件について

#### ・キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

- イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

#### ・キャリアパス要件 II (研修の実施等)

- イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
  - ①年間の研修計画を策定している。また、人事考課実施要綱に沿って職員の能力評価を実施している。
  - ②職場研修実施要綱に職員研修の体系や自主研修経費の助成等について定めている。

- ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

#### ・キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)

- イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
  - ①経験に応じて昇給する仕組み

※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。

## ②資格等に応じて昇給する仕組み

※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

## Ⅲ 職場環境改善の取組について

### ○入職促進に向けた取組

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

### ○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

### ○両立支援・多様な働き方の推進

業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

### ○腰痛を含む心身の健康管理

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

### ○生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

### ○やりがい・働きがいの醸成

地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施